

東京ヴェルディサッカースクール規約



第1条 【名称および所在地】

当サッカースクールは、東京ヴェルディサッカースクール(以下 本スクールという)と称し、事務局を東京都稲城市矢野口4015-1東京ヴェルディ株式会社内に置く。

第2条 【目的および指導方針】

本スクールは、サッカーの指導を通して、人格の育成ならびに健全な心身の鍛錬を行うとともに、会員相互の親睦を図りながら、地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第3条 【入会資格】

1. 本スクールに入会できる者は、本スクールの趣旨に賛同し、本規約に同意する対象年齢の者とする。入会希望者は、所定の手続きにより本スクール事務局に対して入会を申し込む。
なお、原則として事前に入会希望クラスでの体験をしていることを必須とする。
2. 以下の各号のいずれかに該当する者は本スクールに入会することができず、該当する者から申し込みがあったときは、本スクールは入会を承諾しないことがある。
(1)保護者や付添人が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、又はその関係者、その他反社会的勢力に該当する方
(2)過去に当社の各種スクールの入会金、事務手数料、月会費、利用料等未払い債務のある方
(3)過去に当社の各種スクール又は各種イベント、有料無料体験・レッスンその他当社の提供サービスに於いて、利用の停止、または除名処分を受けたことがある方
(4)過去に入会取消処分を受けた方
(5)その他本スクールが適当でないと合理的理由をもって認める場合

第4条 【会費等】

1. 会員は、別に定める入会金、年会費および月謝等を所定の期日迄に納入しなければならない。
2. 本スクールは、会員の月謝滞納が3ヵ月続いた場合は除名処分とすることができる。
ただし、会員は退会または除名処分の時期に関わらず、滞納している月謝を全額支払わなければならない。
3. 一旦納入した入会金、年会費および月謝等は、理由の如何を問わず返還しない。

第5条 【月謝支払】

1. 毎月20日に、参加クラスに応じた所定の月謝を請求する。
2. 会員は、本スクールで利用する「hacomono（ハコモノ）」にクレジットカードまたはデビットカードを登録したうえで支払いを行わなければならない。振込による対応は受け付けない。
3. 月の途中での入会等、各月の所定回数に満たない回数の参加であっても一切の割引を行わない。

第6条 【領収書】

本スクールでは、hacomono内での決済によるものについて領収書の発行を行わない。

第7条 【遵守事項】

- 会員は、次のことを守らなければならない。
- (1)本スクール内の秩序、規則、コーチの指示。
 - (2)本スクールの会場の利用規約その他利用上の注意。
 - (3)本スクール会場近辺や、公共交通機関内で周囲の迷惑になる行動を取らないこと。

第8条 【活動期間】

本スクールの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、各クラス年40回の開催とする。
ただし、夏休み(7月下旬～8月中旬)、冬休み(12月下旬～1月上旬)、春休み(3月下旬～4月上旬)は原則的に休校とする。

第9条 【入会手続き】

1. hacomonoサイト上で所定の手続きを経て入会するものとする。
そのため、本スクール会員は「hacomono」への登録が必須となる。
また、hacomonoの利用については株式会社hacomonoのサービス規約、プライバシーポリシー等が適用されるため、会員は登録時にこれらを自らの責任で確認の上、利用するものとする。
2. 月の途中での入会も可能であるが、参加回数による月謝の割引は行わない。

第10条 【各種連絡事項の案内】

1. 本スクールの開催中止や年度の更新手続き等の重要な事項を含む各種連絡はhacomono内の「お知らせ」より行うものとする。
2. 会員自身の責任に起因する確認不足により被った損害・不利益について、本スクールは一切の補償や補填を行わない。

第11条 【ユニフォームの購入および着用】

1. 会員は、本スクールが指定するユニフォームを購入し着用しなければならない。
ただし、成人を対象としたクラス等、本スクールから特に指定がない場合に関してはこの限りではない。
2. 一旦納入したユニフォーム代は本スクールの責任に起因する不備等でない限り返還しない。

第12条 【登録内容の変更】

会員は、氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の変更がある場合には速やかにhacomonoサイト上で、変更手続きを行わなければならない。

第13条 【曜日・会場の変更】

1. 会員は、本スクールで登録する曜日・会場を変更する場合には、変更を希望する前月の15日までにhacomonoサイト上で所定の入力を行わなければならない。ただし、年度更新時（新年度の4月からの変更）のみ、入力期限は1か月早まるものとする。
2. 変更により生じる月間および年間の参加回数の増減について本スクールは関与せず、一切の補償・補填を行わない。

第14条 【代替開催】

1. 施設都合により事前にスクールの開催が困難と判明した場合には、代替開催日を設けることがある。
ただし、天候等を理由とした中止については、原則として代替開催を行わない。
2. 代替開催のスクール参加対象者は、代替開催日時点で該当クラスに在籍している会員、および正式に振替手続きが完了している会員とする。
3. 当初予定していたスクール日に在籍していた場合であっても、実際の代替開催日に退会・クラス変更等により該当クラスに在籍していない場合は、参加対象外とする。

東京ヴェルディサッカースクール規約



第15条 【振替】

1. hacomonoにより事前の手続きを行うことにより欠席分の振替を行うことができる。
ただし、定員に達している等の理由により希望通りの振替ができない場合でも一切の補償を行わない。
2. 休会中・退会后・次年度の日程への振替は不可とする。
振替は、欠席したスクールの開催日から起算して3か月以内に限り可能とする（振替チケットに変換してからの手続きの場合）。
3. 事前の手続きを行わず出席扱いとなった場合は、補償の対象としないものとする。
事前の手続きを行わず出席扱いとなったものについては補償しない。
4. 退会時に前倒しにて振替にて参加した分があれば、その分の会費を支払うものとする。

第16条 【休会】

会員は、本スクールを休会する場合には、休会を希望する前月の15日までにhacomonoサイト上で所定の入力をし、別途定める休会規定に従わなければならない。
ただし、年度更新時（新年度の4月からの休会）のみ、入力期限は1か月早まるものとする。
期日を過ぎた場合は、原則として次月での対応となる。
休会期間中の月謝は3,000円（税込）とする。

第17条 【退会】

会員は、本スクールを退会する場合には、退会を希望する月の15日までにhacomonoサイト上で所定の手続きを行わなければならない。
ただし、年度更新時（3月末での退会）のみ、入力期限は1か月早まるものとする。
期日を過ぎた場合は、次月での対応となる。

第18条 【閉校】

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のサッカースクール運営を継続することが困難となる事由が生じた場合は、本スクールを休校、もしくは閉校することがある。

第19条 【登録更新】

次年度への在籍登録は、hacomonoサイト上で所定の手続きを行わない限り、自動更新とする。小学校を卒業の際には自動退会となる。
ただし、グリーンハートクラスについては中学校を卒業の際に自動退会となる。

第20条 【負傷時の処置】

会員が、本スクールでの練習時に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施す。
ただし、その後の治療、入院、通院等については保護者が責任を負う。
なお、本スクールはスポーツ傷害保険に加入している。加入の手続きおよび保険料負担は本スクールが行う。
スクール中に保険事由が発生した場合には、保険申請は本スクールにて行い、保険料支払いまでの詳細な手続きについては会員と保険代理店の間で行う。

第21条 【再入会】

一度退会をし、再度入会をする場合には、退会からの経過日数に応じて、以下の通り取り扱うものとする。
(1)同一年度内の再入会
・入会金および年会費は不要
・ユニフォームは必須購入分が揃っている場合には購入不要
小学生：シャツ、パンツ、ソックス、ジャージジャケット
年中および年長：シャツ
・再入会年度のキッズパスの再発行はなし
(2)退会の翌年度の再入会
・入会金および年会費が必要
・ユニフォームは必須購入分が揃っている場合には購入不要。詳細は（1）を参照。
(3)退会の翌々年度以降の再入会
・入会金および年会費が必要
・ユニフォームの購入が必要
なお、(1)および(2)の場合、またはセレクションでの入会等、別途案内をした場合には各種入会キャンペーン・割引制度は適用外とする。

第22条 【除名】

1. 本スクールは、本規約に違反した者、法令等や公序良俗に反する行為を行った者、本スクールの名誉を損なう等会員としてふさわしくないと判断された者および月謝滞納が3カ月続いた者を除名処分とすることができる。
2. 上記の事由により除名処分とした者について再入会を受け付けない。

第23条 【免責】

1. 本スクール内の諸規則や指導者の指示、会場の利用規則等に従わないで起きた事故、盗難等について本スクールは一切の責任を負わない。
また、スクール開始前や終了後に発生した事故、盗難等についても責任を負わない。
2. 本スクールでの忘れ物については原則として各会場へ預け、保管方法・期間等については会場の規則に従うものとする。破棄の対象となった場合でも一切の補償を行わない。
なお、ヴェルディグラウンド校での忘れ物については保管期限を1カ月とする。
3. 本スクールは、会員間または会員と他の会場利用者等第三者との間に発生したトラブル・損害等については、一切責任を負わない。トラブル等はその当事者間の責任において解決するものとする。
4. 前3項の定めにかかわらず、当スクールに故意または重大な過失がある場合には、会員の現実に被った直接の損害について賠償する。

第24条 【スクールバス】

1. 本スクールの定める会場・時間のみ運行するものとする。
乗り遅れた場合等の補償は行わない。
2. 乗車の際には必ず乗車証を提示し、別途定める運行規約に従わなければならない。
3. スクールバスの利用をする場合には、利用開始を希望する前月の15日までにhacomonoサイト上で所定の変更手続きを行い、乗車証の交付を受ける必要がある。
4. 月額払いでの契約のみとなり、都度払いでの利用はできない。

東京ヴェルディサッカースクール規約



第25条 【SNS投稿・WEB掲載】

1. スクール中の写真および動画の撮影は可能とするが、本人以外の映るものについては許可なくSNS等へ投稿・WEBサイトへアップすることを原則禁止とする。
2. 写真・動画のない投稿についてもプライバシーに配慮するものとし、公序良俗に反する内容の投稿をすることは禁止とする。

第26条 【個人情報の利用目的】

本スクールに関して取得した個人情報は、以下の目的で利用する。

なお、会員の本スクールの卒業または退会後も、(2) および(3)・(4)の目的のために利用することがある。

(1)本スクールの運営のため

(2)問合せへの対応のため

(3)東京ヴェルディ株式会社またはその適切と判断する企業、団体等の商品、サービス等のご案内のため

(4)会員の肖像を含む静止画や動画を使用した、本スクールまたは関連するイベントの宣伝や広報のため
その他個人情報の取り扱いについては東京ヴェルディ株式会社の公表するプライバシーポリシー

(<https://www.verdy.co.jp/fcontent/privacypolicy/>) の定めるところによる。

第27条 【付則】

1. 本規約は、必要に応じて随時変更することがある。

2. 変更は、本スクールのウェブサイトに掲示する方法、その他適切と認める方法により、原則として変更日の1か月前までに告知するものとする。

この場合、告知した変更日をもって本規約は変更されるものとする。

変更後の規約に同意できない会員は、変更日までに第16条の定めに従って退会する。

なお、規約の変更効力発生前に会員が第16条に基づく退会手続きを完了している場合は、退会が規約の変更効力発生後となっても、変更後の規約は適用されないものとする。

3. 前項の定めにかかわらず、変更が本規約の目的に反せず、かつ変更の必要性および相当性を有し、合理的なものでない場合には、変更について会員の個別の同意を取得するものとする。

4. 前2項の定めは、変更が専ら会員の一般の利益に適合する内容であるときは適用しない。

ただし、変更内容は本スクールのウェブサイトに掲示する方法、その他適切と認める方法により告知するものとし、会員は変更内容を確認するものとする。

第28条 【発効および改定】

この規約は、2012年4月1日より発効する。2026年8月改定。

以上